# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針について

The Knights

厚生労働省は 2023 年 4 月 27 日に、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（技術上の指針）などを定めました。

1. 経緯・背景

2022年5月の法令改正により導入された新たな化学物質管理では、事業者は、厚生労働大臣が定めるものを製造し、または取り扱う屋内作業場において、労働者がこれらの物にばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

技術上の指針では、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための方法などについて定めています。

2. 技術上の指針のポイント

(1) 事業場で使用する全てのリスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を把握した上で、リスクを見積もること。

(2) 濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積りの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合は、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定を実施すること。

(3) (1) 及び (2) の結果に基づき、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度とすることを含め、必要なリスク低減措置を実施すること。その際、濃度基準値が設定されている物質については、労働者が当該物質にばく露される程度を濃度基準値以下としなければならないこと。

(4) 発がん性が明確な物質については、長期的な健康影響が発生しない安全な閾値である濃度基準値を設定することは困難であるため、事業者は、これら物質にばく露される程度を最小限度としなければならないこと。

3. 適用日　2024年4月1日

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料　2023 年 4 月 27 日付　厚生労働省報道発表資料

有機分析箇所　織田美里

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

PFAS の小冊子進呈中！
PFAS とは PFOS や PFOA などの有機フッ素化合物の総称で、撥水、撥油性を有し、難分解性で安定しているために、様々な製品に使用されてきました。しかし、その安定性から環境中の残留性や生体内への蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。
当社では、PFAS の規制などに関する情報を小冊子としてまとめ、希望者に進呈いたします。
お問合せはこちら